

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務等 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務及び広島市定額減税補足給付金(不足額給付)支給等業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島市長

## 公表日

令和8年3月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務等
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ・令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給事務(広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)) ・令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給事務(広島市定額減税補足給付金(不足額給付))
③システムの名称	共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)照会対象者ファイル 広島市定額減税補足給付金(不足額給付)照会対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画総務局総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL(082)243-2583

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市企画総務局総務課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL(082)504-2033
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている(例:特定個人情報ファイルを含むデータのUSBは、紛失防止のため複数職員で移送の完了を確認する。特定個人情報ファイルを含むデータでの作業を実施する際は、事前に作業のオペレーションを十分検討したうえで行うなど業務プロセスの確定・徹底をする。)。			
9. 監査				
実施の有無	[ O ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月18日	表紙 評価書名	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務 基礎項目評価書	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務等 基礎項目評価書	事前	
令和7年7月18日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	広島市は、広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	広島市は、広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務及び広島市定額減税補足給付金(不足額給付)支給等業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給等業務等	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	所得税又は個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる方に対して、広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)を支給する。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ・令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給事務(広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)) ・令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給事務(広島市定額減税補足給付金(不足額給付))	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー	共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)、中間サーバー	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)照会対象者ファイル	広島市価格高騰重点支援給付金(調整給付)照会対象者ファイル 広島市定額減税補足給付金(不足額給付)照会対象者ファイル	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	・番号利用法第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	事前	
令和7年7月18日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条	事前	
令和7年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月19日 時点	令和7年6月時点	事前	
令和7年7月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月19日 時点	令和7年6月時点	事前	
令和7年7月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(空欄)	人手を介在させる作業が発生することから、当該事項を追加	事前	